（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（議決権の数の計算等） **第八条**　［略］ ２　［略］ ３　法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。 ［一～四　略］ 五　投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第四号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数 ［五の二～七　略］ ［４・５　略］ （撤回条件から除外される場合） **第二十六条**　令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項　対象者又はその子会社が株式交付親会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）となるものであって、当該株式交付により株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者又はその子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの 三　令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること ［イ・ロ　略］ 四　令第十四条第一項第一号ホに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること イ　［略］ ロ　発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の二第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第六号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。） 五　令第十四条第一項第一号チに掲げる事項　減資の額が最近事業年度の末日における資本金の額の百分の十未満であるもの 六　令第十四条第一項第一号リに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること ［イ～ニ　略］ 七　令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項　当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの	（議決権の数の計算等） **第八条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～四　同上］ 五　投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数 ［五の二～七　同上］ ［４・５　同上］ （撤回条件から除外される場合） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ ［号を加える。］ 二　令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。 ［イ・ロ　同上］ 三　令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること イ　［同上］ ロ　発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の二第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第五号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。） 四　令第十四条第一項第一号トに掲げる事項　減資の額が最近事業年度の末日における資本金の額の百分の十未満であるもの 五　令第十四条第一項第一号チに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること ［イ～ニ　同上］ 六　令第十四条第一項第一号ヲに掲げる事項　当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの